

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和2年度)

様式

作成日 2021/2/16

最終更新日 2021/2/16

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和3年1月1日
国立大学法人名		国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
法人の長の氏名		横矢 直和
問い合わせ先		企画・教育部企画総務課総務係 (somu@ad.naist.jp、0743-72-5024)
URL		https://www.naist.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		令和3年1月25日(月)開催の令和2年度第4回経営協議会において、法人の長(学長)から、「国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書」(以下「本報告書」という。)の案について説明を行った上、意見聴取を行い、2月9日(火)にフィードバックを行った結果、本法人運営に関して適切に運用されていることを確認いただきました。 なお、経営協議会委員からの主な意見は以下のとおり。 ・本学が戦略的に取り組んでいる事項を記載し、大学の独自性を積極的にアピールしてはどうか。 ・企業においては、コーポレート・ガバナンス・コードを作成するにあたって、リスクマネジメントの観点から「内部統制システム」が重要であり、大学の内部統制の取組について詳細に記載してはどうか。 ・本学の人事方針について、多様性を担保しながら人材を確保しつつ、計画的に人材育成している取組を具体的に記載してはどうか。
監事による確認		令和3年1月25日(月)に、法人の長(学長)から、本報告書の案について説明を行った上、意見聴取を行い、2月9日(火)に監事にフィードバックを行った結果、本法人運営に関して適切に運用されていることを確認いただきました。 なお、監事からの主な意見は以下のとおり。 ・経営及び教学運営に関する体制について、役員会や教育研究評議会の法定会議だけでなく、本学が経営及び教学運営に関して独自に設置している組織の内容、取組を記載してはどうか。 ・多様性を担保した人事方針について、女性教員や外国人教員採用の促進策など本学独自の取組を記載してはどうか。 ・内部統制に関する運用体制について、コンプライアンス違反時の原因究明や防止対策などを記載してはどうか。 ・大学情報の公表について、広報体制の強化や工夫している情報発信の方法など記載してはどうか。
その他の方法による確認		その他の方法による確認は行っておりません。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則を（下記に説明する原則を除き）すべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		【原則１－１ ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋】 現法人の長（学長）が令和３年３月３１日をもって任期満了となるため、次期学長候補者のもとで、大学創設の理念と現在のミッションを踏まえて、本法人のビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋の検討を行っており、令和３年４月以降に速やかに公表いたします。 【補充原則１－２④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等】 現法人の長（学長）が令和３年３月３１日をもって任期満了となるため、次期学長候補者のもとで、大学創設の理念と現在のミッションを踏まえて、本法人のビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋の検討を行っているところであり、目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等については、ビジョン策定と、目標及び戦略の進捗状況の検証を行った後、速やかに公表いたします。

ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書（様式）		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1－1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		現法人の長（学長）が令和 3 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、次期学長候補者のもとで、大学創設の理念と現在のミッションを踏まえて、本法人のビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋の検討を行っており、令和 3 年 4 月以降に速やかに公表いたします。
補充原則 1－2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		現法人の長（学長）が令和 3 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、次期学長候補者のもとで、大学創設の理念と現在のミッションを踏まえて、本法人のビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋の検討を行っているところであり、目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等については、ビジョン策定と、目標及び戦略の進捗状況の検証を行った後、速やかに公表いたします。
補充原則 1－3⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		本法人の経営及び本学の教学運営に関する重要事項を審議する国立大学法人法に基づく組織として、法人の長（学長）の下に「経営協議会」及び「教育研究評議会」を設置しています。 また、本法人（本学）が独自に設置する組織として、本法人及び本学の将来構想の実現に向け、学長のリーダーシップの下で、基本方針を企画立案する「戦略企画本部」（本部長：学長）、社会の変化に柔軟かつ機動的に対応する教育研究組織として「教育推進機構」（機構長：教育担当理事）及び「研究推進機構」（機構長：研究担当理事）を設置しています。 このほか、法人の経営及び大学の教育研究活動の重要事項を協議するために、全役員が参加する「役員懇談会」、大学運営に対する教職員の提案や意見を聴取するための「役員と教職員との懇談会」、学長をはじめとする役員と学生が率直に話し合う機会とするための「学長と学生との懇談会」を設けています。 1. 戦略企画本部 ＜戦略企画本部の権限・責任＞ ①戦略的な教育研究の展開及び大学運営を推進するため、業務上の課題に関する重要事項について、基本方針の企画及び立案並びに総合調整を行う。具体的な取組例を以下に示す。 ・新たな教員業績評価方法について全学的な視点から検討 ・大学の機能強化と経営基盤の充実を進める「重点戦略経費」に外部資金獲得の促進強化や戦略的な教員人事等に伴う経費として「学長裁量枠」を新設 ・1 研究科 1 専攻体制への教育研究組織改革の実現の検討 ②大学運営に係る企画立案機能を強化するために、「戦略企画本部」の下に常設の会議体等を設置する。 ・中長期的な人事戦略の策定に向けて全学的な視点から協議を行う「人事戦略会議」 ・大学全体の観点から IR 活動を推進する「IR オフィス」 ・科学技術・学術に関して高い見識を有する国内外の学外有識者で構成する「学長アドバイザーボード」 ③戦略企画本部は、学長、理事、副学長、研究科長、各領域長、各学長補佐、企画・教育部長、研究・国際部長、管理部長、その他学長が指名する者から構成する。 2. 教育推進機構 ＜教育推進機構の権限・責任＞ ①本学が定める理念、基本方針等に基づいて、教育に関する基本方針

		具体化、国内外の教育機関及び企業との連携並びに一貫したキャリア支援などを行うことにより、本学における教育推進に関する体制を強化する。 ②教育推進機構に、教育推進会議並びに教育推進部門、キャリア支援部門及び教育連携部門を置く。 3. 研究推進機構 ＜研究推進機構の権限・責任＞ ①本学が定める理念、基本方針等に基づいて、研究の活性化及び高度化に係る施策の企画、実施、研究活動の支援等を行い、また、国内外の機関及び企業との連携等を通じて、産官学連携をはじめとする研究成果の社会還元を多角的かつ戦略的に進める。 ②研究推進機構に、研究推進会議並びに研究推進部門及び産官学連携推進部門を置く。 【参照】 ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の運営体制 https://www.naist.jp/about/organization/officerlist.html ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 http://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf ◇戦略企画本部 https://www.naist.jp/about/president/planning.html ◇教育推進機構 https://www.naist.jp/facilities/iei.html ◇研究推進機構 https://www.naist.jp/iri/index.html
補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		本法人は、先端科学技術の世界的な教育研究拠点となるべく、多様な人材の活用を目指し、全学的な視点に立った教員の採用・配置等に関する方針である「教員配置方針」の下、外国人教員割合や女性教員割合等の数値目標を定めた「多様な教員の採用計画」を策定し、「人事戦略会議」において新たな先端科学技術研究の展開に必要な分野等を検討・決定した上で教員人事を行うための全学的な人事マネジメント体制を構築しています。 また、各部局に、教員を選考するための「教員選考会議」を設置し、選考開始手続の際に、全役員から構成する役員懇談会において協議するなど、大学として戦略的な人事採用制度を整備しています。 教員組織のグローバル化について、外国人教員や海外での学位取得・教育研究経験のある教員の更なる採用を促進するため、「多様な教員の採用計画」に基づき、常勤教員の採用は原則国際公募により行うとともに、海外での学位取得・教育研究経験を重視した教員選考を行っています。また、外国人研究者やそのご家族が抱える生活、学業、仕事上の不安を軽減することによって、快適に暮らしていただけるよう様々な支援を行う「留学生・外国人研究者支援センター」を設置しています。 女性教員の採用について、「女性教員の確保に向けた取組」を定め、女性教員の採用促進を図るため、女性限定公募を積極的に実施しています。また、学長裁量経費により、新規採用の女性教員の研究費を助成する「女性研究者スタートアップ研究費」、女性教員を採用した部局に対してインセンティブ予算を配分する「女性教員採用インセンティブ経費」を予算措置し、女性教員の更なる活躍に向けた教育研究環境の充実を図る施策を実施しています。これらのことにより、女性教員の働きやすい環境整備の取組に対して評価され、奈良県内の教育機関として初めて、次世代育成支援対

		策推進法に基づく基準適合一般事業主に認定され、「子育てサポート企業」であることを示す「くるみん」認定（2020 年 10 月）を取得いたしました。 職員について、「目指す職員像」において、国際性豊かな職員の育成を含む人材確保方針を掲げ、その取組の一環として、職員の経験や職務に応じて求められる能力を計画的に育成するための「能力育成プログラム」を策定し、効果的・効率的に職員を育成するスタッフディベロップメント（SD）を推進しています。 さらに、女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、その計画に従い女性職員を採用するとともに、職員に占める女性比率の数値目標を掲げています。 教育研究支援を担当する高度な専門性を有する多様な人材の育成、活用を図るため、第3の職（専門業務職）として、リサーチ・アドミニストレータ（URA）及びエデュケーション・アドミニストレータ（UEA）の人事制度を構築し、能力や経験等に応じてステップアップできるキャリアパスを確立しています。 障がい者の雇用について、人事担当部署において各部署の障がい者の雇用状況を把握するとともに、障がい者が行うことができる業務や障がい者を配置することができる部署を選定し、計画的に障がい者を採用・配置しています。 【「多様な教員の採用計画」より抜粋】 ・公募は、原則、和文及び英文の情報を掲載する国際公募により行う。 - また、女性教員の積極的な採用を目指して、必要に応じて女性限定公募を行う。 ・選考においては、海外での教育研究歴、民間企業での業績等、多様な経歴を考慮して行う。 ・テニユア・トラック制度等を活用し、優秀な若手教員を採用する。 ・教授、准教授、助教の定員比率を維持し、若手教員の活躍の場を確保する。 ・新規採用の教員は、原則、年俸制とする。 ・各計画の進捗状況を毎年度確認し、必要に応じて取組内容を見直す。 【参照】 ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学中期計画（第3期平成28年4月～令和4年3月） https://www.naist.jp/corporate/plan/files/keikaku_6.pdf ◇職員の人材育成について https://www.naist.jp/corporate/tayounajinzai/jinzaiikusei.html ◇女性活躍推進法に基づく行動計画について https://www.naist.jp/corporate/tayounajinzai/jyoseikatuyaku.html
補充原則1－3⑥（3） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		収入・支出の予算区分を項目ごとに分類し、第3期中期目標期間（平成28年4月～令和4年3月）から第4期中期目標期間（令和4年4月～令和11年3月）初頭にわたる中期的な財政見通しを展望し、各種方針策定時における基礎資料として、財政シミュレーションを作成し、本学ホームページにおいて公表しています。 【参照】 ◇財政シミュレーション https://www.naist.jp/corporate/finance/zaiaei201903.pdf

補充原則１－３⑥(４)及び補充原則４－１③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		本法人の財務情報をわかりやすく解説した財務報告書「データで見るNAIST～Financial Report～」を作成し、本学ホームページにおいて公表するとともに、本学の修了生など関係者に対して、財務状況に関する対話型の説明会を開催しています。（令和２年１１月１５日にホームカミングデーに合わせて説明会を開催） 【参照】 ◇財務報告書 https://www.naist.jp/corporate/finance/files/financial_report2020.pdf
補充原則１－４② 法人経営を担いいる人材を計画的に育成するための方針		本法人では、将来の大学運営を担う教職員を「学長補佐」として積極的に登用する制度を設け、計画的に経営人材の育成を図っています。学長補佐には、大学運営における執行部と部局構成員との意思疎通を担う役割として、「戦略企画本部」に参画させるとともに、教育研究推進組織である「教育推進機構」と「研究推進機構」に配置しています。 特に、本法人のマネジメントを担う強い意思を有する幹部教職員に、国立大学協会が主催する「ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ」に計画的に参加させること等により、本法人のマネジメントの次代を担う人材の計画的な育成を図っています。 現学長の任期満了（令和３年３月３１日）に伴う次期学長候補者には、学長補佐経験者が選出されました。 【参照】 ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の運営体制 https://www.naist.jp/about/organization/officerlist.html ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 http://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf
原則２－１－３ 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		本法人では、法人の長（学長）を補佐するための人材として国立大学法人法や学校教育法に基づく「理事」「副学長」のほか、本学独自の「学長補佐」などを設けており、法人の長（学長）を補佐する人材の責任・権限について、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則に定めています。 <理事の責任・権限> 法人の長（学長）を補佐し、学長が指定する業務を担当します。 なお、学長に事故があるときは、学長があらかじめ指名する理事が、その職務を代理し、学長が欠員のときは、当該理事が、その職務を行う責任を負います。 <副学長の責任・権限> 法人の長（学長）の職務を助け、又は命を受けて校務を執り行います。 <学長補佐の責任・権限> 法人の長（学長）及び理事の職務を補佐します。令和２年度は、７名の学長補佐（①教育担当、②研究推進担当、③産官学連携推進担当、④国際担当、⑤広報担当、⑥環境安全衛生管理担当、⑦男女共同参画担当）が指名されました。 【参照】 ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の運営体制 https://www.naist.jp/about/organization/officerlist.html ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 http://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf

原則２－２－１ 役員会の議事録		法人の長（学長）の意思決定に先立ち、本法人の重要事項について議決する機関として役員会を設置しており、議事要旨を本学ホームページにおいて公表しています。 【参照】 ◇諸会議報告 https://www.naist.jp/corporate/organization/record/ ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 http://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf
原則２－３－２ 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		法人の長（学長）のリーダーシップの下、本法人（本学）の基本方針を企画立案する「戦略企画本部」（本部長：学長）に「学長アドバイザリーボード」を設け、科学技術・学術に関して高い見識を有する国内外の学外有識者や本学のステークホルダーを学長アドバイザーとして選任し、教育研究の戦略的な展開を推進しています。 本学の外部評価の実施にあたり、多様なステークホルダーによる幅広い視野からの検証を行うとともに、教育研究に関する国際通用性を検証するため、世界レベルで活躍するアメリカとフランスの海外研究者を含めた学外有識者を「外部評価会議」の構成員とし、教育研究に関する国際通用性の検証も含めて様々な意見・提言を大学運営に反映させる仕組みを構築しています。なお、令和２年７月から８月にかけて「外部評価会議」を開催し、１２月に外部評価報告書としてとりまとめました。 国立大学法人は、教育研究活動等を広く学外の関係者に効果的に発信することが求められており、本法人においても本学の高度な教育研究活動を社会に広く発信するとともに、戦略的な広報活動を実施することを目的として、令和２年１１月から広告・出版業界、メディア等の事情に精通した専門家を「戦略企画本部」に特任教員として配置しています。 【参照】 ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学戦略企画本部規程 http://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01111.pdf ◇学長アドバイザリーボード 学長アドバイザーの委嘱状況 https://www.naist.jp/about/president/planning.html ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学 大学案内 評価 https://www.naist.jp/about/evaluation/ ◇外部評価報告書 http://www.naist.jp/about/evaluation/files/reportR2-1.pdf
補充原則３－１－１① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		本法人の経営に関する重要事項を審議する「経営協議会」において、企業経営者、学識経験者、本学のステークホルダー等から、大学に関し広くかつ高い見識を有する者を外部委員として選考し、多様な意見を法人運営に反映する仕組みを構築しています。 「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則」に定める所定の議題のほか、本法人の経営に関する重要事項について、会議ごとに議題を設定し、外部委員から幅広い意見を聴く工夫をしています。 なお、外部委員からの意見は、法人運営の改善に活用した取組として、本学ホームページにおいて公表しています。 【参照】 ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 http://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01010.pdf

		◇経営協議会学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例 https://www.naist.jp/corporate/organization/record/files/2019/keiei/kaizen.pdf
補充原則３－３－１① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考会議」において、本法人の長である学長の選考基準として、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考基準」を定めています。 学長候補者の選考は、この基準を踏まえ、意向投票結果を参考に、「学長選考会議」の権限と責任において、慎重かつ必要な議論を尽くし実施しています。 なお、学長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由は、本学ホームページにおいて公表しています。 【参照】 ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考基準 http://www.naist.jp/about/meeting/files/senkoukijyun.pdf ◇法人の長の選考結果、選考過程及び選考理由（学長候補者の公表について） https://www.naist.jp/about/meeting/files/meeting_kouhyou.pdf
補充原則３－３－１② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		学長の再任の可否及び再任の際の上限設置について、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長の任期に関する規程」に定めています。 学長の任期は、法人経営及び大学運営における中期目標及び中期計画の重要性に鑑み、中期目標及び中期計画の策定と学長の任期を連動させることを基本とし、学長の任期の始期は、原則、中期目標・中期計画期間開始の１年前と定め、任期は４年としています。 再任するときは、その任期を２年とし、原則として引き続き６年を超えて在任することはできない定めとしています。 なお、令和２年度に、上記に定める任期を初めて適用する次期学長候補者の選考を行いました。 【参照】 ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長の任期に関する規程 http://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01011.pdf
原則３－３－２ 法人の長の解任を申し出るための手続き		学長の解任を文部科学大臣に申し出るための手続について、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長解任規程」及び「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長解任細則」に定めています。 具体的には、学長選考会議委員の発議又は意向投票資格者からの請求に基づき、学長選考会議において審議を行い、意向投票結果を参考に、学長選考会議において学長の解任の可否を決定し、学長の解任を決定したときに、文部科学大臣に申出を行います。 【参照】 ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長解任規程 http://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01050.pdf ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長解任細則 http://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01060.pdf
補充原則３－３－３② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考会議」において、学長の業務執行状況の確認を毎年度行い、確認結果に基づく評価結果を当該学長にフィードバックしています。

果	具体的には、学長及び監事に対するヒアリングを行ったうえで、学長選考会議において審議し、学長の業務執行状況の確認と評価を行います。 また、当該結果は、学長に対して文書にて報告を行っています。 なお、当該確認結果を記載した学長選考会議議事要旨を本学ホームページにおいて公表しています。 【参照】 ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考会議議事要旨 https://www.naist.jp/about/meeting/
原則３－３－４ 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由	本法人は、情報、バイオ、物質の先端科学技術分野に特化した１研究科からなる小規模大学であるという機動性を活かし、学長のリーダーシップを発揮できる管理運営体制を構築しており、現時点では、「大学総括理事」を設置していません。 具体的には、法人の長（学長）を本部長とする「戦略企画本部」において策定する大学の将来構想や教育研究の基本方針の下、「先端科学技術研究科」を中心に教育研究を行い、「教育推進機構」「研究推進機構」が両輪となって教育研究の活性化を推進し、「事務局」等の事務組織がこれらの活動を支える体制となっており、全学的視点からのマネジメントを行っています。
基本原則４及び原則４－２ 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	本法人は、本学の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備について、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学業務方法書」として定め、役職員全員が教育・研究活動をはじめとしてあらゆる大学運営業務を法令、学内諸規程を遵守するよう取り組んでいます。 ＜内部統制に関する運用体制＞ 法人の長（学長）の下に、内部統制に係る業務を統括する「内部統制担当理事」を置き、事務局各課・室において、内部統制に関する諸業務を遂行しています。 学内通知や研修等を通じて、内部統制に関する学長の意思を役職員へ伝達するとともに、「役員会」「教育研究評議会」その他学内会議において、内部監査、監事監査の結果等内部統制に関するモニタリング結果を役職員に報告し、本法人（本学）の運営に活かすよう努めています。 ＜教職員の行動規範＞ 国立大学法人として社会から信頼を得るために、本学の役員及び教職員が遵守すべき規範として、「奈良先端科学技術大学院大学教職員行動規範」を定めています。 ＜研究に係るリスク管理（研究不正防止）＞ 本学の研究者が研究遂行上求められる規範として、「奈良先端科学技術大学院大学における研究活動上の行動規範」を定めています。 研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止等に関する責任体制について、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における研究活動上の不正行為防止に関する規程」に定めています。 また、本学の研究者は、５年に１度、e-ラーニングによる研究倫理プログラムを受講することとしています。 ＜研究に係るリスク管理（研究費の適正な管理）＞ 本学は、本学が管理する全ての経費の適正な運営・管理を行うためのガイドラインとして、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究費不正防止対策基本方針」を定め、適正な経費執行を図っています。 研究費の適正な運営及び管理に関する責任体制について、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における研究費の不正防止に関する規程」

		に定めています。 研究費の使用ルール等をわかりやすく記した「研究費の適切な使用のためのハンドブック」を作成し、会計手続の理解不足等から生じる研究費の不正・不適切使用を防止するための取組を行っています。 また、研究費の不正防止に関するコンプライアンス研修を毎年度実施しています。 <研究に係るリスク管理（その他）> 本学は、「研究リスクマネジメント委員会」において、上記の研究不正防止及び研究費の不正防止に係る企画立案並びに安全保障輸出管理、安全保障研究、名古屋議定書に基づく ABS（遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分）に関する手続などを審議し、新たな研究リスクに対応しています。 <内部通報・外部通報> 本法人（本学）に公益通報（本学における役員又は職員について、法令等に違反し、又は違反するおそれのある行為が生じていることを通報すること）に関する窓口を設置し、ホームページにおいて公表しています。 その他、ハラスメントに関する通報窓口並びに研究費の不正に関する通報及び研究活動上の不正行為に関する通報窓口を設置し、ホームページにおいて公表しています。 <内部監査> 本法人（本学）の下に、監査室を置き、内部監査並びに監事及び会計監査人の監査業務の支援業務を行っています。 <監事及び監事監査> 本法人（本学）の下に、本法人の業務を監査する監事を置き、本学の業務の適法性及び妥当性の確保と会計経理の適性を監査するために、毎年度策定する監事監査計画に従い、会計監査人との連携のもと監査を実施、その結果を役員会において報告しています。 <危機管理> 本学は、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学危機管理規則」に基づき、大学の諸活動における危機の未然防止を図るとともに、危機が発生した場合は、被害及びその影響を最小限にとどめることを目的として「危機管理基本計画」を策定するとともに、想定される危機を具体的に列挙して、取るべき対応策を掲載した「危機管理マニュアル」を作成、学内教職員が閲覧できるよう学内イントラネットに掲載しています。 平常時における危機管理及び緊急時における危機管理について、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学危機管理規則」に定めています。 また、危機に関する情報を一元化し、本学の危機管理体制を推進するため、危機管理委員会を設置し、全学的な危機管理体制に関する重要事項等を審議する体制を整備しています。 さらに、本学構成員を対象とした地震等の災害を想定した安否確認訓練を毎年度2回実施しています。 なお、今般の新型コロナウイルス感染症に対しては、同規則に基づいて令和2年1月31日に危機対策本部（本部長：学長）を立ち上げ、現時点までに本部会議を18回開催し、迅速かつ的確に対策を講じるとともに、構成員に対して通知による周知、さらには記録集を作成して新たな危機に備えることとしています。 <情報管理> 本学では、情報セキュリティ対策を実効性の伴ったものとするために、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学情報セキュリティポリシー」を策定し、役教職員の情報セキュリティ水準の向上に努めるとともに、「国
--	--	---

		立大学法人奈良先端科学技術大学院大学サイバーセキュリティ対策等基本計画」を策定し、サイバーセキュリティ等の脅威への対策を計画的に実施しています。 また、情報セキュリティインシデントの発生を未然に防止するとともに、情報セキュリティインシデントが発生した場合に、迅速に対応するための組織横断的な NAIST CSIRT (Nara Institute of Science and Technology Cyber Security Incident Response Team) を設置するとともに、情報セキュリティインシデントが発生した際の通報窓口を設けています。 さらに、本学構成員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年度実施するとともに、研修の受講者を対象とした訓練を毎年度実施しています。 【参照】 ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学業務方法書 https://www.naist.jp/corporate/plan/files/gyoumuhouhou2.pdf ◇奈良先端科学技術大学院大学教職員行動規範 http://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/16010.pdf ◇奈良先端科学技術大学院大学における研究活動上の行動規範 http://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/16020.pdf ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における研究活動上の不正行為防止に関する規程 http://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/03021.pdf ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究費不正防止対策基本方針 https://www.naist.jp/research/files/kihonhoushin.pdf ◇研究費の適切な使用のためのハンドブック https://www.naist.jp/research/files/handbook.pdf ◇公益通報に対応する窓口について https://www.naist.jp/privacy/whistleblower.html ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学監査室規程 http://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01205.pdf ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学内部監査規程 http://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/01210.pdf ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学危機管理規則 http://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/17010.pdf ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学情報セキュリティポリシー http://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/12010.pdf
原則４－１ 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		法令等に基づく情報を本学ホームページにおいて公表するとともに、本学の教育研究活動や社会貢献活動の内容について、大学案内、教育・研究・社会連携等のカテゴリーごとのページや、「受験生」「一般」「企業・研究者」「留学生」「修了生」に向けた対象者ごとのページを作成するなど、学内外にわかりやすく情報を発信しています。 また、ホームページだけでなく、プレスリリース、広報誌（冊子）、各種 SNS や YouTube 公式チャンネルなどのさまざまな媒体を通じて、本学の情報発信を効果的に行っています。 【参照】 ◇国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学ホームページ https://www.naist.jp/

		◇法人情報 https://www.naist.jp/corporate/ ◇教育情報の公表 https://www.naist.jp/publish/ ◇大学公式 Twitter https://twitter.com/NAIST_MAIN ◇大学公式 facebook https://www.facebook.com/naist.jp ◇大学公式 YouTube チャンネル https://www.youtube.com/user/NAISTChannel
補充原則 4-1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		本学ホームページにおいて、「受験生」「一般」「企業・研究者」「留学生」「修了生」「在学生」「学内教職員」などのターゲットごとに必要としている情報を掲載しています。 メディアに対しては、プレスリリースやけいはんな学研都市記者クラブへの情報提供を行うにあたり、学外の広報アドバイザーからの助言を基に、資料を一般層にも訴求するような内容にしたり、記者会見にあたってはデモ実施を取り入れるなどの取組を実施しています。 産業界の関係者向けには、最先端の先端科学技術の動向や今後の展望、大学の使命等についての理解を深めてもらうとともに、本学の特色や研究内容等の情報発信を行う「奈良先端大東京フォーラム」、本学の先端的な研究成果や独創的な研究成果を紹介し、参加者との交流を図る「奈良先端大産学連携フォーラム」を毎年度開催しています。 なお、令和 2 年度開催の東京フォーラムでは、「人生 100 年時代のサイエンス～SDGs を達成する先端テクノロジー～」をテーマとして開催し、本学において実施している SDGs に関する研究活動について紹介を行いました。 また、地域の一般市民向けに、本学が位置するけいはんな学研都市高山地区のイベント「高山サイエンスタウンフェスティバル」の一環として、オープンキャンパスを毎年度開催し、小中学生を含む一般市民向けに体験型プログラム等を通して、わかりやすく本学の研究内容等を発信しています。 さらに、各種広報誌を一般の方、受験生、保護者向けにターゲットごとに発行しています。 【参照】 ◇大学ホームページ https://www.naist.jp/
補充原則 4-1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報		本学においては、平成 30 年度に、情報科学研究科・バイオサイエンス研究科・物質創成科学研究科の 3 研究科体制から先端科学技術研究科先端科学技術専攻の 1 研究科 1 専攻体制に改組しています。これによって、多様な教員をダイナミックに組織できる体制の下、これまでに培ってきた先端科学技術 3 分野に立脚した科目とそれらの融合分野の科目を学生自身の興味と希望するキャリアパスに応じて主体的に学修できる 7 つの「教育プログラム」を構築しています。（基盤となる「情報理工学」「バイオサイエンス」「物質理工学」と融合分野である「情報生命科学」「バイオナノ理工学」「知能社会創成科学」及び「データサイエンス」の計 7 つのプログラム） 学生が教育研究に専念できる学修環境支援も積極的に行っています。例えば、学生 1 人ごとに、研究室や研究分野が異なる 2 人以上の指導教員（うち 1 人は主指導教員）を置き、組織が責任を持つ「複数指導教員制」の下、

		学位論文の作成に向けて多面的に指導・助言を行う研究指導体制を構築するとともに、学生宿舎（学生の約6割が入居可能）の拡充を図り、学生が同一キャンパス内に設置された学生宿舎を利用することにより教育研究に専念できる環境整備を進めています。 「教育推進機構」にキャリア支援担当のUEA等を配置し、社会と時代の要請を踏まえて自己のキャリアビジョンを構築し、実践する能力を強化するため、国内外の企業との組織的連携による「研究インターンシップ」や留学生を含む全学生を対象に各種就職支援・キャリア支援を実施しています。 障がいのある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学修支援体制も充実しています。障がいのある学生に対しては、車椅子利用者のための補助や使用教室の変更等の物理的環境への配慮、ノートテイク、チューターの配置等や「障害学生支援室」を設置し、障がいのある学生やその保護者、「学生なんでも相談員」、保健管理センター等との連携のもと学修支援や学生生活を送る上での心理相談・学生相談を実施しています。 また、留学生に対しては「留学生・外国人研究者支援センター」にUEAを配置し、学修支援を含め、生活支援についてワンストップサービスを提供しています。 本学においては、「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における教育の内部質保証に関する基本方針」（令和2年12月15日制定）を制定し、教育活動状況等について自ら点検・評価を行うとともにその結果を改善に資することにより、恒常的かつ継続的に教育の質の保証・向上を図ることとしました。今後一層、社会で活躍できる有為な人材を育成輩出することといたします。 なお、学生が享受できた教育情報として、以下に掲げる情報を本学ホームページにて公表しています。 【参照】 ◇目的・理念 https://www.naist.jp/about/principle/ ◇ディプロマ・ポリシー（学位授与方針） https://www.naist.jp/about/guideline/de_policy.html ◇カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施の方針） https://www.naist.jp/about/guideline/cu_policy.html ◇進路状況 https://www.naist.jp/career/course/ ◇教員免許取得・就職状況 https://www.naist.jp/campuslife/gakumu/teacher/qualification.html
法人のガバナンスにかかわる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報（本法人の組織・業務・財務に関する基礎的な情報、本法人の組織・業務・財務についての評価及び監事に関する情報）を本学ホームページにて公表しています。 【参照】 ◇法人情報 https://www.naist.jp/corporate/

		◇評価 https://www.naist.jp/about/evaluation/ □医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の2に規定する情報 本学は、医学部を有しない大学であり、厚生労働大臣より特定機能病院の承認を受けていないことから、医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報を公表することは要しません。 □医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 本学は、医学部を有しない大学であり、厚生労働大臣より特定機能病院の承認を受けていないことから、医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報を公表することは要しません。
--	--	---